

7 建 築 第 6 3 4 号  
令 和 7 年 5 月 1 日

関係団体 代表者 様

京都府建設交通部建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則等の一部改正について

平素は、京都府の盛土対策行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、京都府建設交通部建築指導課が所管する下記規則等の一部を改正しましたので通知します。

つきましては、周知に御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正規則及び改正訓令

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和 39 年京都府規則第 25 号）
- (2) 都市計画法施行細則（昭和 46 年京都府規則第 45 号）

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

なお、改正後の「(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」本則及びこれに基づく申請様式等については以下のHPに掲載済

URL : <https://www.pref.kyoto.jp/morido/yoshiki.html>

3 施行日

令和 7 年 5 月 1 日

開発指導係 TEL 075-414-5347